

農林水産省告示（種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件）の
一部改正について

1 改正の理由

近年社会問題化している花粉症の原因の一つであるすぎ等の花粉の対策の一つとして、花粉のないすぎ等の品種開発が進められているところである。他方、一般に、出願された品種が品種登録されるためには、「重要な形質」に係る特性の全部又は一部によって従来からの品種と明確に区別される必要がある。そこで、花粉の多少によって従来からの品種と区別されることを理由に、これらの品種の登録を認めるため、すぎ及びひのきの重要な形質に花粉に関する項目を追加。

2 内容

区 分	農林水産植物	変 更 項 目
すぎ等	からまつ属、あかえぞまつ種、あかまつ種、えぞまつ種、くろまつ種、すぎ種、とどまつ種、ひのき種、メタセコイヤ種及びびりゅうきゅうまつ種	すぎ及びひのきについて、花粉のない品種等の出願に対応するため、花粉に関する形質として「雄花の多少」及び「雄花の花粉の多少」を追加。

3 施行日

平成16年6月1日

農林水産省告示第1099号